

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置	
2	要望の内容	新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が、平成19年7月16日の発災日から平成23年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わる家屋を取得等した場合、これを取得等した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4年度分の当該家屋に係る固定資産税、都市計画税について、従前の家屋の床面積に相当する部分に係る固定資産税、都市計画税の2分の1を減額する措置について、その取得等の期限を2年間延長する。	
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)付	
4	評価実施時期	平成22年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設	
6	適用又は延長期間	2年(平成25年3月31日取得等分まで)延長を要望	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋を取得等する場合における固定資産税、都市計画税について、特例措置を延長することにより、当該家屋の取得等を促進し、新潟県中越沖地震の被災者支援と被災地の復興を図る。 《政策目的の根拠》 防災基本計画 第2編 震災対策編 第3章 災害復旧・復興 第4節 被災者等の生活再建等の支援 ○国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	8-1 防災政策の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新潟県中越沖地震災害の被災者の生活再建 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新潟県中越沖地震災害により全壊した家屋(住家のみ)の再建率

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 被災家屋の代替取得等により被災者の生活再建が促進されることで、被災地全体の復興につながる。
8	有効性等	① 適用数等	平成 20 年度 87 件 (うち、19 年新規取得分 87 件) 平成 21 年度 1,957 件 (うち、20 年新規取得分 1,870 件) 平成 22 年度(見込)2,696 件(うち、21 年新規取得分 739 件) 平成 23 年度(見込)3,038 件(うち、22 年新規取得分 342 件)
		② 減収額	平成 20 年度 固定資産税 1,684 千円 都市計画税 127 千円 (うち、19 年新規取得分 固定資産税 1,684 千円 都市計画税 127 千円) 平成 21 年度 固定資産税 54,392 千円 都市計画税 2,664 千円 (うち、20 年新規取得分 固定資産税 52,766 千円 都市計画税 2,541 千円) 平成 22 年度(見込)固定資産税 77,534 千円 都市計画税 4,166 千円 (うち、21 年新規取得分 固定資産税 23,142 千円 都市計画税 1,502 千円) 平成 23 年度(見込)固定資産税 87,903 千円 都市計画税 4,583 千円 (うち、22 年新規取得分 固定資産税 9,198 千円 都市計画税 417 千円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度~21 年度) 被災地は未だ復興途上であり、個人所得の低迷等から被災地の生活再建が十分に進んでいない状況にあることから、早期の生活再建の促進を図るため、特例措置の適用期限の延長が必要不可欠である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度~21 年度) 平成 19 年 2.1% 平成 20 年 37.9% 平成 21 年 47.7% 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度~24 年度) 特例措置が延長されないことにより、住宅再建をさらに延期若しくは断念せざるを得ない被災者が増加することが考えられ、被災地全体の復興が一層遅れることになる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度~21 年度) 被災者の生活再建が促進され、被災地全体の復興に寄与している。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	被災者にとって、固定資産税(都市計画税)の減税特例措置は、生活再建のため多大な出費を強いられる中、住宅再建後の負担軽減措置として必要不可欠である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、被災地域の復興に寄与することとなる。

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—